

課		リ		設		校	
長		ー		計		合	
		ダ					
		ー					

~~設 計 書~~

令和 7 年度 委 託

仕 様 書

- 1 委 託 名 川越市立中央保育園ほか18箇所警備保障業務委託
- 2 委 託 場 所 川越市小仙波町2丁目49番地11ほか18箇所
- 3 実 施 額 (但し、委託価格)
- 4 変 更 実 施 額 円 (但し、委託価格 円)
- 差 引 増 減 額 円

5 委託大要、起工・変更理由

委託の大要	川越市立保育園19園の緊急時の非常通報及び夜間の警備保障業務を委託する。
委託理由	川越市立保育園の盗難等その他不良行為を排除し、委託者の財産・身体の保全をはかり、その業務の円滑な運営に寄与する。
変更委託の大要	
変更理由	

内 訳 書

名 称	形状寸法、規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保育園1園あたりの 機 械 警 備 業 務 費		1	式			直接委託費(別紙内訳書のとおり)
諸 経 費		1	式			
小 計						
保育園19園あたり						
消 費 税						
合 計						

川 越 市

内 訳 書

名 称	形状寸法、規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
保育園 1 園あたりの 機 械 警 備 業 務 費						直接委託費
管制料		1	式			
対処・保守料		1	式			
機器費用		1	式			
回線費用		1	式			
小 計						
合 計						

川 越 市

川越市立中央保育園ほか18箇所警備保障業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、川越市立保育園の火災、盗難、施設破壊及び施設への侵入を防止するとともに、その他非行行為を排除し、発注者の財産の保全を図りその業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2 警備対象施設

(1) 名称 別紙のとおり

(2) 所在 別紙のとおり

※令和7年度に、古谷保育園（川越市古谷上4009-13）の解体工事と新園舎の建設工事を行っており、新施設の警備保障については、令和8年度中旬頃の導入を予定している。また、古谷第二保育園の警備保障については、令和8年度末の解約を予定している。その都度、変更契約を行うこととする。

3 委託期間

令和7年10月1日 から 令和12年9月30日まで（5年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払方法

月払い

5 入札記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載すること。

6 提出書類

受注者は、業務着手前に、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務従事者名簿※保育園の保安上の観点から必要なため
- (2) 委託業務実施計画書
- (3) その他発注者の定めるもの

7 警備任務

- (1) 火災、盗難、施設破壊、施設への侵入及び非行行為の防止。
- (2) 開園時間中における非常通報ボタン押下の際の緊急対応。
- (3) 事故確認時における関係先への通報、連絡。
- (4) 事故報告書の提出

8 受注者（作業）の資格

受注者は、警備業務に関して長年の経験・実績を有した者でなければならない。

9 責任者の指定

受注者は、業務着手前に作業及び本市職員との業務連絡の中心となる作業責任者を指定し、市に報告しなければならない。

1 0 負担区分

- (1) 警備機器及びこれに付帯する一切の設備については、受注者がこれを設置し、受注者の所有とする。
- (2) 設置費用及び撤去費用については、受注者負担とする。但し専用電話線は除く
- (3) 警備機器の設置及び撤去期間中等、機械による警備ができない場合における人的警備等の経費については受注者負担とする。

1 1 警備運用上の権限

発注者は、受注者に対し、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を付与する。

1 2 警備担当時間

- (1) 非常通報ボタン
保育園開園中とする。
- (2) 夜間警備
 - ① 警備対象物が無人の状態にあるときとする。
 - ② 発注者から警報装置作動開始の信号を受けた時に始まり、発注者から警報装置作動解除の信号を受けた時に終わる間の時間とする。

1 3 警備実施要領

(1) 警備機構

① 警報装置

警備対象物で発生した異常事態を受注者のガードセンターへ自動的に通報する機能を有すること。

② 受注者のガードセンター

受注者は警備実施時間中、警報受信装置を間段なく監視するとともに、常に機動隊との連絡を保持すること。

③ 緊急要員

常に受注者のガードセンターと連絡を保持し、警備対象物の異常事態に備えること。

(2) 警備開始時と終了時の取扱

① 警備開始時における取扱

A 発注者における取扱

- (a) 発注者の最終退館者は、防火、防犯その他事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器のセット状況を確認する。
- (b) 次に最終退館者は、退館口を施錠した後、外部に設置したキーボックスの電源及び回路を確認し、ONの状態にセットする。

B 受注者のガードセンターにおける取扱

- (a) 受注者は、最終退館者のキーボックスの操作により自動的に表示される（ON）の信号を確認し、警備を確認する。

② 警備終了時における取扱

A 受注者における取扱

- A 受注者は、発注者の最初の入館者がキーボックスを操作し、（OFF）の状態にしたことを確認した後、警備を終了する。

(3) 警備実施中における発注者の入館

原則として認めない。ただし、やむをえない場合のみ次の要領により行う。

- ① 発注者の届出の緊急連絡者は、受注者に対し警備中断の申し入れをし、キーボックスを操作した後、発注者の責任において実施する。

- ② 発注者の臨時入館中の警備は、発注者の責任において実施する。

1.4 異常事態発生時における受注者の処理

- (1) 警報受信装置により発注者の警備対象物に異常事態が発生したことを確認した時、受注者は緊急要員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止に当たる。

- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は、異常事態を確認後ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

- (3) あらかじめ届出のある発注者の当該緊急連絡者へ連絡する。

1.5 事故報告等の届出

警備実施時間中に事故等が発生した時は、受注者は、事故報告書を発注者の警備責任者に提出する。

1.6 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、受注者に預託し、預託された鍵は厳重な取扱と保管をするものとする。

1.7 警報装置の保守点検

- (1) 警備対象物に設置された警報装置の機能については、受注者は適時保守点検を行うものとする。

- (2) 警報装置に異常、または破損等が生じた場合、受注者は速やかに復旧させるものとし、受注者が費用を負担するものとする。なお、警備時間中に警報装置が動作不良となっている場合は、速やかに代替警備対策を講ずるものとする。

- (3) その際、業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

1.8 発注者の緊急連絡者名簿の提出

- (1) 発注者は受注者に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。
- (2) 緊急連絡者名簿に変更があるときは、遅滞なくその都度文書をもって通知する。

19 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

20 その他の事項

- (1) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については、「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

- (2) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物・設備・機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は、委託側の責に帰する場合を除きその賠償の責を負うものとする。
- (3) この仕様書に定めていない事項については、その都度発注者と受注者が協議し文書にて取り決めるものとする。
- (4) 委託業務実施報告書
業務を終了した時は、月末に保守点検表に所要事項を記載し、発注者に提出して確認を受けるものとする。
- (5) 過失賠償責任保険の最高限度額については、10億円程度の加入を必要とする。

警備対象施設名称及び所在

No.	保 育 園 名	所 在 地	電 話 ・ F A X
1	中 央 保 育 園	川越市小仙波町2丁目49-11	222-2661
2	仙 波 町 "	" 仙波町2丁目21-19	222-2569
3	神 明 町 "	" 神明町64-4	222-2776
4	小 室 "	" 大字小室309-2	242-2095
5	霞 ケ 関 "	" 大字笠幡4036-4	231-0003
6	名 細 "	" 大字鯨井1590-1	231-1967
7	大 東 "	" 大字豊田本5-23-1	243-3210
8	脇 田 新 町 "	" 脇田新町18-9	242-7564
9	今 成 "	" 今成2丁目5-10	224-3371
10	高 階 "	" 藤原町27-6	242-0266
11	新 宿 町 "	" 新宿町2丁目12-13	244-0987
12	霞ケ関第二 "	" かすみ野2丁目10-1	232-0397
13	南 古 谷 "	" 並木新町16-15	235-4036
14	名 細 第 二 "	" 大字小堤662-1	232-6876
15	高 階 第 二 "	" 大字寺尾190-1	245-6696
16	高 階 第 三 "	" 砂新田1丁目19-2	246-5240
17	南古谷第二 "	" 大字牛子167-3	243-2767
18	古 谷 第 二 "	" 大字古谷上6083-5	235-6037
19	川 鶴 "	" 川鶴2丁目12-2	233-3017

警備範囲

- ・ 事務室
- ・ 調理室